

境港管理組合建設工事総合評価競争入札実施要領（鳥取県属地）

（趣旨）

第1条 この要領は、境港管理組合が発注する建設工事のうち鳥取県内にて発注する建設工事の落札者を総合評価競争入札により決定する場合について、境港管理組合建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年境港管理組合規則第6号。以下「入札規則」という。）、境港管理組合会計規則（昭和39年境港管理組合規則第1号）、境港管理組合建設工事等の入札制度に関する要綱（平成19年10月26日付。以下「入札要綱」という。）、境港管理組合建設工事等紙入札執行要領（平成18年12月1日付）、建設工事の制限付一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項を定める告示及び当該入札に係る調達公告（以下単に「調達公告」という。）で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語の意義は、入札規則及び入札要綱で使用する用語の例による。

（対象工事）

第3条 総合評価競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が400万円以上の建設工事が発注機関が選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる建設工事については、対象工事から除くものとする。

（1）発注工種を舗装一般、しゅんせつ工事、さく井工事、鋼構造物一般、建築解体、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル等工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装一般、畳工、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事又は解体工事とする建設工事。

（2）前号に掲げるもののほか、発注機関が総合評価競争入札によることが適当でないことを認めた建設工事。

（総合評価方式の選定）

第4条 発注機関は、総合評価競争入札により落札者を決定する場合には、対象工事の難易度、規模、地域性等を考慮して、次の各号のうちいずれかの方式を選定するものとし、入札方式の分類については別表第3によるものとする。

（1）技術提案評価型

落札者の決定に際して会社や配置技術者の工事成績等の評価に加えて、施工上の工夫等技術提案を求めるものをいう。

（2）地域密着型

小規模工事、修繕工事等を対象として、会社の同種工事实績や地域性等により総合評価競争入札を行うものをいう。

（3）簡易評価型

前2号の対象とならない工事について、数式等により明確にした基準により総合評価競争入札を行うものをいう。

（落札者の決定基準）

第5条 総合評価競争入札の落札者は、対象工事の予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者で、当該者の提示した入札書及び提出資料に基づき、次の方法により採点評価し、その点数が最も高いものとする。

（1）算定式Ⅰ・・・発注工種が建築一般、電気工事、管工事、塗装一般を除く建設工事

合計点＝入札価格点数＋施工能力点数＋技術提案点数

（技術提案点数は技術提案評価型を選定した場合に評価対象とする。）

算定式Ⅱ・・・発注工種が建築一般、電気工事、管工事、塗装一般の建設工事

合計点＝入札価格点数＋施工能力点数

（2）総合評価方式別の評価項目

ア-1 簡易評価型A <発注工種が建築一般、電気工事、管工事、塗装一般を除く建設工事>

評価項目	入札 価格 点数	施工能力点数											合計点	
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注 額	地域 点	施工 体制	境港 管理 組合 工事 成績		資格 停止 (減 点項 目)
		工事 成績	同種 工事 実績	企業 経営	工事 成績	同種 工事 実績	資格	C P D						
配点	6 0	1 5	5	3	5	2	2	1	4	4	4	2	0	1 0 7

ア-2 簡易評価型B <発注工種が建築一般、電気工事、管工事、塗装一般の建設工事>

評価項目	入札 価格 点数	施工能力点数											合計点	
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注 額	地域 点	施工 体制	境港 管理 組合 工事 成績		資格 停止 (減 点項 目)
		工事 成績	同種 工事 実績	企業 経営	工事 成績	同種 工事 実績	資格	C P D						
配点	6 0	1 5	—	3	5	—	2	1	4	4	4	2	0	1 0 0

イ-1 地域密着型A <発注工種が建築一般、電気工事、管工事、塗装一般を除く建設工事>

評価項目	入札 価格 点数	施工能力点数							受注 額	地域 点	施工 体制	資格停止 (減点項目)	合計点
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力									
		同種工事実績		資格	C P D								
配点	9 0	1		1	1		1	4	4	0	1 0 2		

イ-2 地域密着型B <発注工種が建築一般、電気工事、管工事、塗装一般の建設工事>

評価項目	入札 価格 点数	施工能力点数							受注 額	地域 点	施工 体制	資格停止 (減点項目)	合計点
		会社の施工能力		配置技術者の施工能力									
		同種工事実績		資格	C P D								
配点	9 0	1		—	—		1	4	4	0	1 0 0		

ウ 技術提案評価型 <発注工種が建築一般、電気工事、管工事、塗装一般を除く建設工事>

評価項目	入札 価格 点数	施工能力点数										技術 提案 点数	合計点	
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				地域 点	施工 体制	境港 管理 組合 工事 成績			資格 停止 (減 点項 目)
		工事 成績	同種 工事 実績	工事 成績	同種 工事 実績	資格	C P D							
配点	6 0	5	5	5	2	2	1	4	4	2	0	2 0	1 1 0	

2 落札者を決定する場合の評価方法、採点基準、その他落札者の決定に必要な事項については、別表第4のとおりとする。

(失格基準)

第6条 総合評価競争入札において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を行った者を失格とする。

- (1) 加点となる評価項目が、応募書類等又は入札参加資格の事後審査により確認できないとき。
- (2) 境港管理組合調査基準価格及び最低制限価格等設置要領（平成19年10月26日付。以下「価格設定要領」という。）第7条の規定に基づき算出された価格を下回る価格で入札したとき。

（調達公告）

第7条 対象工事に係る調達公告を行う場合は、総合評価競争入札によることを当該調達公告に明記するものとする。

（応募書類等の提出）

第8条 入札参加者は、調達公告に定める入札に参加するために必要とされる書類等を応募期限までに発注機関に提出すること。

- ①会社同種工事実績を求められた場合は、会社同種工事実績調書（様式第1号）及び調書に記載した内容を証明するもの
 - ②配置技術者工事成績・同種工事実績調書（様式第2号）及び調書に記載した内容を証明するもの（予定価格が4,500万円以上（発注工種が建築一般に当たる場合は、9,000万円以上）の場合に限る。）
 - ③配置技術者が有する資格等を証明するもの（予定価格が4,500万円以上（発注工種が建築一般に当たる場合は、9,000万円以上）の場合に限る。）
 - ④継続教育学習制度（CPD）学習履歴証明書の写し（予定価格が4,500万円以上のCPD評価対象工種の場合に限る。）
 - ⑤技術提案資料（様式第3号、4号）（技術提案評価型の場合に限る。）
 - ⑥上記に掲げるもののほか、調達公告において添付することを求められたもの。
- 2 応募書類等の作成等に要する費用は入札参加者の負担とし、提出された応募書類等は返却しない。

（開札）

第9条 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、総合評価競争入札において入札書を開札したときは、その入札状況（応札者及び入札価格をいう。）を入札参加者全員に通告した上で落札の決定を保留する。

- 2 入札執行者は、原則として開札の翌日（休日を除く。）の午後4時までに追加の入札状況（技術者資格、工事成績、第5条に規定する評価方法に基づき採点した評価点数及び落札予定者をいう。）を入札参加者全員に通告する。

（入札参加資格の事後審査）

第10条 発注機関は、総合評価競争入札を制限付一般競争入札により行うときは、当該入札（以下「総合評価制限付一般競争入札」という。）の開札の後、次に掲げる者（以下これらの者を「評価基準者」という。）について、当該入札案件に係る調達公告で示した入札参加者の条件（以下「資格条件」という。）を具備しているか否かの審査を行うものとする。

評価基準者が資格条件を満たさない場合は、その者を失格又は無効とし、評価基準者がすべて確定されるまで審査を行うものとする。この場合において、当該資格条件の審査に疑義があるときは、その内容について資格審査委員会の意見を聴くことができる。

- (1) 最低の入札価格を提示した者（第6条第1号及び第2号に該当する者を除く。）
 - (2) 会社工事成績が最も高い者
 - (3) 配置技術者の工事成績が最も高い者
- 2 前項前段の審査（以下「資格事後審査」という。）は、総合評価制限付一般競争入札の開札の日から起算して5日（境港管理組合の休日を定める条例（平成元年境港管理組合条例第7号）第1条第1項に規定する境港管理組合の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの場合に該当する資格事後審査については、この限りでない。
- (1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき。
 - (2) 談合のおそれのある入札案件について、談合の事実調査を行う必要があるとき。

(3) その他入札執行者が直ちに落札決定を行うのは適当でないとき。

- 3 発注機関は、資格事後審査の後、第5条に規定する評価方法に基づき算定した者の中から評価点数の最も高い者が資格条件を具備しているか否かの審査を行う。この場合において、その者が資格条件を満たさない場合はその者を失格又は無効とし、次に評価点数の高い者を審査し、資格条件を具備する者のうち評価点数の最も高い者が確定されるまで審査を行うものとする。
- 4 発注機関は、前項の規定に基づく審査の結果、評価点数の最も高い者が確定したときは、当該者を落札予定者とするものとする。
- 5 入札執行者は、入札参加者の評価点数及び落札予定者を記載した一覧表を作成するものとする。

(入札状況等の公表)

第11条 入札執行者は、第9条の規定により落札決定を保留したときの入札状況及び前条第4項の規定による落札予定者を確定したときの入札状況を境港管理組合ホームページで公表するものとする。

(入札結果に係る異議申出)

- 第12条 当該入札の入札参加者は、入札結果(評価点数)に疑義があるときは、原則として落札予定者を確定したときの入札状況を公表した日の翌日(休日を除く。)の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求めることができる。
- 2 発注機関は、前項の規定による説明(以下「異議申出」という。)を求められたときは、速やかに回答するものとする。この場合において、発注機関は必要があると認めるときは、資格審査委員会に報告し、その後の対応を協議するものとする。

(落札決定)

- 第13条 入札執行者は、前条第1項に定める日までに入札参加者から異議申出がないとき、又は異議申出の内容に理由がないと認められる場合であって、第10条の審査を終えているときは、落札予定者に対し落札決定を行うものとする。
- 2 入札執行者は、異議申出の内容に落札決定を否とする理由があると認めるときは、資格審査委員会に報告し、その後の対応を協議するものとする。

(配置技術者の事後変更)

第14条 予定価格が4,500万円以上(発注工種が建築一般に当たる場合は9,000万円以上)の総合評価競争入札において、落札の決定を受けて建設工事を請け負った者がその後退職等のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨の申出を発注機関が認めた場合は、原則として当該請負者がその入札時に提示した配置技術者の有する資格の評価点数が同点以上の資格を有する者に変更するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年5月24日以降に調達公告を行う建設工事(平成25年6月3日以降に開札するものに限る)から適用する。

附 則

この改正は、平成27年9月1日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成28年3月22日以降に入札を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成28年6月1日以降に契約する建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日以降に開札を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年 6 月 1 日以降に開札を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 15 日以降に開札を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、令和 2 年 5 月 18 日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 21 日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 11 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、令和 5 年 1 月 1 日以降に契約を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、令和 7 年 2 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

別表第1

発注工種	国の発注工種（国立大学法人を含む）
土木一般	一般土木工事 維持修繕工事（土木一式工事に限る）* ¹ 橋梁補修
プレストレスト・コンクリート	プレストレスト・コンクリート工事
港湾工事	港湾工事
とび等一般	一般土木工事
交通安全施設	一般土木工事、維持修繕工事（何れも交通安全施設工事に限る）
法面一般	法面処理工事
法面植生工	
法面保護工	
落石防止網工	
アンカー工	法面処理工事
鋼橋	鋼橋上部工事
アスファルト	アスファルト舗装工事
区画線工	一般土木工事、塗装工事（何れも区画線工事に限る）
造園工事	造園工事
建築一般	建築工事（対象工事が木造建築工事以外のものである場合に限る。以下同じ。）、木造建築工事（対象工事が木造建築工事である場合に限る。以下同じ。）又はプレハブ建築工事（対象工事がプレハブ建築工事である場合に限る。以下同じ。）
電気工事	電気設備工事又は受変電設備工事
管工事	機械設備工事又は暖冷房衛生設備工事
塗装一般	塗装工事

* 農林水産省工事、都道府県工事を評価対象とする場合については、上記に準じて判断する。

*¹ コリンズに登録された建設業許可業種が土木一式工事のものに限る。

別表第2

各発注工種に対する特定資格一覧

1 一級資格

発注工種	特定資格
土木一般	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建設機械施工技士 ・一級土木施工管理技士 ・技術士（建設部門） ・技術士（農業部門・選択科目「農業土木」に限る。） ・技術士（森林部門・選択科目「森林土木」に限る。） ・技術士（水産部門・選択科目「水産土木」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」に限る。）
プレストレスト・コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」に限る。）
港湾工事	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」に限る。）
とび等一般	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建設機械施工技士（土木工事に限る。） ・一級土木施工管理技士（土木工事に限る。） ・一級建築施工管理技士（建築工事に限る。） ・技術士（建設部門に限る。） ・技術士（農業部門・選択科目「農業土木」に限る。）
交通安全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（森林部門・選択科目「森林土木」に限る。）
法面一般	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（水産部門・選択科目「水産土木」に限る。）
法面植生工	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」に限る。）
法面保護工	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」に限る。）
落石防止網工	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」に限る。）
アンカー工	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」に限る。）
鋼橋	<ul style="list-style-type: none"> ・一級土木施工管理技士（土木工事に限る。） ・技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」に限る。）
アスファルト	<ul style="list-style-type: none"> ・一級土木施工管理技士 ・一級建設機械施工技士 ・技術士（建設部門に限る。）
区画線工	<ul style="list-style-type: none"> ・一級級土木施工管理技士（土木工事に限る。）
造園工事	<ul style="list-style-type: none"> ・一級造園施工管理技士 ・技術士（建設部門に限る。） ・技術士（森林部門・選択科目「林業又は森林土木」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「林業又は森林土木」に限る。）
建築一般	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建築施工管理技士 ・一級建築士
電気工事	<ul style="list-style-type: none"> ・一級電気工事施工管理技士 ・技術士（電気電子部門に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」に限る。）
管工事	<ul style="list-style-type: none"> ・一級管工事施工管理技士 ・技術士（機械部門・選択科目「流体力学」又は「熱工学」に限る。） ・技術士（上下水道部門に限る。） ・技術士（衛生工学部門に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体力学」又は「熱工学」に限る。） ・技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に限る。）
塗装一般	<ul style="list-style-type: none"> ・1級土木施工管理技士（土木工事に限る。） ・1級建築施工管理技士（建築工事に限る。）

2 二級資格

発注工種	特定資格
土木一般	<ul style="list-style-type: none"> ・二級建設機械施工技士 ・二級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）
プレストレスト・コンクリート	
港湾工事	
とび等一般	<ul style="list-style-type: none"> ・二級建設機械施工技士（土木工事に限る。） ・二級土木施工管理技士（種別「土木」又は「薬液注入」に限る。）（土木工事に限る。） ・二級建築施工管理技士（種別「躯体」に限る。）（建築工事に限る。）
交通安全施設	
法面一般	
法面植生工	
法面保護工	
落石防止網工	
アンカー工	
鋼橋	
アスファルト	<ul style="list-style-type: none"> ・二級建設機械施工技士 ・二級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）
区画線工	<ul style="list-style-type: none"> ・二級土木施工管理技士（種別「鋼構造物塗装」に限る。） ・技能検定の路面標示施工に合格した者
造園工事	<ul style="list-style-type: none"> ・二級造園施工管理技士 ・技能検定一級の造園に合格した者
建築一般	<ul style="list-style-type: none"> ・二級建築施工管理技士 ・二級建築士
電気工事	<ul style="list-style-type: none"> ・二級電気工事施工管理技士
管工事	<ul style="list-style-type: none"> ・二級管工事施工管理技士
塗装一般	<ul style="list-style-type: none"> ・二級土木施工管理技士（土木工事に限る。） ・二級建築施工管理技士（建築工事に限る。）

別表第3

【入札方式の分類】
(土木関係工事)

予定価格		400万円	1千万円	6千万円	WTO対象額 (R8.9 30.2億円)
入札方式	港湾工事	随意契約	制限付一般競争入札 簡易評価型総合評価		一般競争入札 (土木一般(トンネル)、PC、鋼橋は技術提案型総合評価)
	上記以外の工種		制限付一般競争入札 地域密着型総合評価	制限付一般競争入札 技術提案評価型総合評価	
対象管内		西部 (港湾工事は全県)		全県	制限無し

1 簡易評価型総合評価

- ・ 予定価格が1千万円 (港湾工事は400万円) 以上WTO対象額 (R8.9 30.2億円) 未満の工事のうち、技術提案評価型総合評価及び地域密着型総合評価の対象工事を除いたもの。

2 地域密着型総合評価

- ・ 予定価格が400万円以上1千万円未満の小規模工事。(港湾工事(簡易評価型)、アスファルトB級対象工事(価格競争)を除く。)
- ・ 予定価格が1千万円以上6千万円未満の工事のうち、工事成績評定の対象とならない維持修繕工事等。(港湾工事を除く。)
- ・ 簡易評価型対象工事(格付工種)で、やむを得ず複数等級を指定する場合には、例外的に地域密着型の対象とする。

3 技術提案評価型総合評価

- ・ 予定価格が6千万円以上の工事のうち、施工技術の難易度や現場条件の難易度が高い工事であって施工上の工夫等の技術提案を求める工事。
- ・ 土木一般、プレストレストコンクリート(PC)及び鋼橋を発注工種とする工事の中から発注機関が選定。(但し、予定価格2億円以上のPC及び鋼橋は全て)

4 総合評価対象外工事

- ・ 県外業者参入工事(土木一般、PC及び鋼橋で技術提案を求める工事を除く)
- ・ 次に掲げる発注工種 舗装一般、しゅんせつ工事、さく井工事、鋼構造物一般
- ・ アスファルトB級対象工事、PC及び鋼橋(技術提案を求める工事を除く)
- ・ 上記に掲げるもののほか、発注機関が総合評価落札方式によることが適当でないと認めた工事。

(當繕関係工事)

予定価格	400万円	1千万円	6千万円	特例政令建設工事 適用基準額
入札方式	随意契約	制限付一般競争入札 地域密着型総合評価	制限付一般競争入札 簡易評価型総合評価	一般競争入札
対象管内	西部		全県	制限無し

1 地域密着型総合評価

- ・ 予定価格が400万円以上1千万円未満の小規模工事及び修繕工事等。

2 簡易評価型総合評価

- ・ 予定価格が1千万円以上特例政令建設工事適用基準額未満の工事。

3 総合評価対象工事

- ・対象発注工種 建築一般、電気工事、管工事、塗装一般

区 分	土木関係工事発注工種	営繕関係工事発注工種
総合評価対象 発注工種	土木一般、港湾、とび等一般、交通安全施設、 法面一般、法面植生、法面保護、落石防止網 工、アンカー工、アスファルト、区画線工、 造園工事、プレストレストコンクリート、鋼 橋	建築一般、電気工事、管工事、塗装一般
総合評価対象 外発注工種	舗装一般、しゅんせつ工事、さく井工事、 鋼構造物一般、	建築解体、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、 タイル等工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、 防水工事、内装一般、畳工、機械器具設置工事、熱 絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、 消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

別表第 4

【各評価項目と評価方法】

ア 簡易評価型総合評価

評価項目	評価方法	配点
入札価格点数	<p>60 × 最低入札額 / 入札参加者提示額 <small>(小数点第 3 位未満切り捨て)</small></p> <p>(端数処理 例)</p> $60 \times \frac{\text{最低入札額}}{\text{入札参加者提示額}} = 57.39877\cdots \rightarrow 57.398$ <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p><small>(各評価項目の計算途中では小数点第6位未満を切り捨てる。 他の評価項目での取扱いも同一とする。)</small></p> <p>(1)最低入札額:当該入札で提示された有効な入札のうち、最低の入札額をいう。 <small>有効な入札とは予定価格の制限の範囲内の価格で応札した者のうち失格基準、失格要件に該当しない者で、調達公告等の入札参加者の条件に該当する者の入札とする。</small></p> <p>(2)入札参加者提示額:当該入札で入札参加者が提示した入札額をいう。</p>	60 点
施 工 能 力 点 数 会 社 の 施 工 能 力 会 社 工 事 成 績	<p>15 × 入札参加者工事成績 / 最高工事成績 <small>(小数点第 2 位未満切り捨て)</small></p> <p>(1)入札参加者工事成績:当該工事に係る当該入札参加者の会社工事成績をいう。</p> <p>(2)最高工事成績:当該入札に係る入札参加者工事成績のうち最も高い工事成績をいう。</p> <p>(3)鳥取県発注工事における同一工種の会社工事成績の3年間の平均値とする。<small>(小数点第1位未満切り捨て)</small></p> <p>(4)上記3年間に受注実績がない場合は対象期間を最長5年まで延長する。</p> <p>(5)上記の5年間に受注実績がない会社の場合、会社の工事成績は大部分の会社における工事成績の最小値とし、毎年更新する。 <small>*「大部分の会社における工事成績の最小値」は、「工事成績の平均値－2 × 標準偏差」とする。 全ての発注工種について最小値は同一点数となる。</small></p> <p>(6)法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工は法面処理として同一の発注工種とみなす。</p> <p>(7)平均値については、対象期間内にある工事成績の合計を(工事成績を合計した)工事件数で除し、小数点第1位未満を切り捨てる。</p> <p>(8)共同企業体として入札に参加する場合は代表者の工事成績を評価対象とする。 <small>(以下、共同企業体として入札に参加する場合は代表者のデータを評価対象とする。)</small></p> <p>(9)工事成績は、下記のいずれかの建設工事検査規定等に基づき工事成績が決定されたものを対象とする。 ①鳥取県建設工事検査規程(昭和 46 年内訓第2号) ②病院局建設工事検査要綱(平成 18 年4月1日付第 200500136899 号鳥取病院局長通知) ③企業局建設工事検査規程(平成 17 年鳥取県企業局内訓第 200500006739 号) (10)各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。 (11)営繕関係工事において、県外業者との共同企業体による工事の工事成績については対象外とする。</p>	15点

	会社同種工事実績	<p>※Bは評価対象外</p> <p>入札参加者が提出した過去5年間(港湾工事については過去7年間)の境港管理組合発注工事、鳥取県発注工事、国土交通省、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の発注工事(以下「国発注工事」という。)における会社同種工事実績に係る工事実績により、次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="440 495 983 763"> <thead> <tr> <th>工事成績</th> <th>会社同種工事実績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>81点以上85点未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>77点以上81点未満</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>73点以上77点未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>70点以上73点未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>70点未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 境港管理組合発注工事、鳥取県発注工事、及び国発注工事のみ認める。 (2) 対象工事と同一の発注工種(共同企業体(乙型)の場合はそれぞれの分担工種による。(以下同じ。))のものとする。ただし、別表第1の右欄に掲げる国発注工事の工種に該当する工事については、同表の左欄に掲げる発注工種とみなすものとする。 (3) 対象となる工事は、完成検査の日が調達公告日の5年前(港湾工事については7年前)の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあるものとする。 (4) 調達公告の公募条件を満たす工事であっても、上記(1)から(3)の要件を満たさない場合は、評価点は0点とする。</p> <p>※調達公告において同種工事実績を条件としない場合は、評価対象としない。</p>	工事成績	会社同種工事実績点	85点以上	5点	81点以上85点未満	4点	77点以上81点未満	3点	73点以上77点未満	2点	70点以上73点未満	1点	70点未満	0点	5点
工事成績	会社同種工事実績点																
85点以上	5点																
81点以上85点未満	4点																
77点以上81点未満	3点																
73点以上77点未満	2点																
70点以上73点未満	1点																
70点未満	0点																
	企業経営	<p>$3 \times (\text{入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下総合評定値という。)} - \text{同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値}) / (\text{同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の上限値} - \text{同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値})$ (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1) 対象となる総合評定値 開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。</p> <p>(2) 前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者については前年度の10月1日から前年度の12月31日までを審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)</p> <p>(3) 前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた建設業者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)</p> <p>(4) 各発注工種及び各格付毎の総合評定値の上限値、下限値は鳥取県県土整備部建設工事総合評価競争入札実施要領又は鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領の規定で各部長が別に定めるものとする。</p>	3点														

配置技術者の施工能力

配置技術者の工事成績

5×その者の配置技術者工事成績／有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績

(小数点第2位未満切り捨て)

5点

(1) 入札参加者が提出した過去5年間(港湾工事及び営繕関係工事については過去7年間)の境港管理組合、鳥取県又は国発注工事(国立大学法人を含む。)における配置技術者の工事成績とする。ただし、配置技術者の工事成績は元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての工事成績とし、現場代理人としての工事成績は、下記の要件を全て満たす場合に限り認める。

- ①配置予定技術者が別表第2の一級資格を保有していること。
 - ②現場代理人としての施工当時に別表2の一級又は二級資格を保有していたこと。
- また、次の表の左欄に掲げる条件に該当するときは、同表の右欄に掲げる点数とする。

配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績
配置技術者工事成績を有しない	会社工事成績(上限 75 点)
配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満	大部分の会社工事成績最小値
配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が 75 点以下	会社工事成績(上限 75 点)
配置技術者工事成績が 75 点以下で会社工事成績が 75 点以上	75 点

(2) 配置予定技術者を2名記載する場合は工事成績点数、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。
ただし、工場製作を含む工事であって、調達公告において、工場製作時と現場施工時で別の技術者の配置を認める場合は、現場施工時の配置予定技術者を評価対象とする。

(3) 現に他の工事で監理技術者として配置している技術者を配置予定技術者とする場合は、必ず監理技術者補佐を配置すること。この場合、監理技術者を評価対象とする。(以下監理技術者補佐を配置する場合も、監理技術者を評価対象とする。)

(4) 共同企業体(甲型)の構成員の場合は出資比率が20%以上の構成員の技術者等として行っていること。

(5) 施工期間中に、交替等により技術者等として配置されていない期間がある場合は、配置された期間が2年以上に及ぶか又は工期の半分を超えること。
ただし、工事の全部中止期間、工場製作時と現場施工時で別の技術者を配置した場合における工場製作期間は配置期間及び工期の算定から除くものとする。

(6) 対象工事と同一の発注工種(法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工は法面処理として同一の発注工種とみなす。)のものとする。(なお、別表第1の左欄に掲げる発注工種とそれに対応する右欄に掲げる国発注工種(国立大学法人を含む。)は同一の発注工種とみなす。)

(7) 完成検査の日が調達公告の日の5年前(港湾工事及び営繕関係工事については7年前)の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあること。

※ 予定価格が4,500万円未満(建築一般については9,000万円未満)の場合は評価対象としない。

※ 有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績は、上記(2)に関わらず、有効な入札者から提出された全ての配置技術者工事成績のうち最高の者の工事成績とする。

	<p>配置技術者同種工事実績</p>	<p>※Bは評価対象外</p> <p>入札参加者が提出した過去5年間(港湾工事については過去7年間)の境港管理組合、鳥取県又は国発注工事における配置技術者同種工事実績に係る工事実績により、次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="467 421 1023 651"> <thead> <tr> <th>工事成績</th> <th>配置技術者同種工事実績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>80点以上85点未満</td> <td>1.5点</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>70点未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予定価格が4,500万円未満の場合又は調達公告において配置技術者同種工事実績を条件としない場合は、評価対象としない。 また、評価対象期間等の取扱いは配置技術者工事成績の取扱いに準じるものとする</p>	工事成績	配置技術者同種工事実績点	85点以上	2点	80点以上85点未満	1.5点	75点以上80点未満	1点	70点以上75点未満	0.5点	70点未満	0点	2点						
工事成績	配置技術者同種工事実績点																				
85点以上	2点																				
80点以上85点未満	1.5点																				
75点以上80点未満	1点																				
70点以上75点未満	0.5点																				
70点未満	0点																				
	<p>配置技術者資格</p>	<p>配置技術者(主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者)の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。 共同企業体の場合にあつては、代表者が配置する者に限る。</p> <table border="1" data-bbox="405 1021 1286 1792"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>資 格</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級技術者</td> <td>建設業法第15条第2号イに該当する者 (例)一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士等</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>一級技士補</td> <td>主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第27条第3項の規定による一級の技術検定の第一次検定に合格した者 (例)一級土木施工管理技士補、一級建築施工管理技士補等</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>二級技術者</td> <td>建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて一級技術者及び一級技士補以外の者 (例)二級土木施工管理技士、二級建築施工管理技士</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録基幹技能者</td> <td>建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を受け、主任技術者等の要件を満たす者 (例)登録橋梁基幹技能者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の技術者</td> <td>建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、一級技士補及び二級技術者以外の者 (例)実務経験者等</td> <td>0.5点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配置予定技術者を2名記載する場合は配置技術者資格、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。 また、予定価格が4,500万円未満(建築一般については9,000万円未満)の場合は評価対象としない。</p>	資格区分	資 格	配点	一級技術者	建設業法第15条第2号イに該当する者 (例)一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士等	2点	一級技士補	主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第27条第3項の規定による一級の技術検定の第一次検定に合格した者 (例)一級土木施工管理技士補、一級建築施工管理技士補等	1点	二級技術者	建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて一級技術者及び一級技士補以外の者 (例)二級土木施工管理技士、二級建築施工管理技士		登録基幹技能者	建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を受け、主任技術者等の要件を満たす者 (例)登録橋梁基幹技能者等		その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、一級技士補及び二級技術者以外の者 (例)実務経験者等	0.5点	2点
資格区分	資 格	配点																			
一級技術者	建設業法第15条第2号イに該当する者 (例)一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士等	2点																			
一級技士補	主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第27条第3項の規定による一級の技術検定の第一次検定に合格した者 (例)一級土木施工管理技士補、一級建築施工管理技士補等	1点																			
二級技術者	建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて一級技術者及び一級技士補以外の者 (例)二級土木施工管理技士、二級建築施工管理技士																				
登録基幹技能者	建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を受け、主任技術者等の要件を満たす者 (例)登録橋梁基幹技能者等																				
その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、一級技士補及び二級技術者以外の者 (例)実務経験者等	0.5点																			

	<p>C P D</p> <p>※ A の 場 合</p>	<p>配置技術者が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、公益社団法人土木学会等の継続教育学習制度（CPD）において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。</p> <p>(1)対象工事 土木一般、とび等一般、港湾工事、アスファルト、交通安全施設、法面処理(アンカー工を含む。)</p> <p>(2)学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日が属する年度の4月1日から入札書提出期間の最終日の間の日とし、学習履歴証明書(証明日前5年間、3年間または1年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。</p> <table border="1" data-bbox="419 674 1291 1321"> <thead> <tr> <th>継続教育学習制度（CPD）</th> <th>運営者</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサルタンツ協会CPD制度</td> <td>(社)建設コンサルタンツ協会</td> <td>10単位/年</td> </tr> <tr> <td>地盤工学会継続教育制度</td> <td>(社)地盤工学会</td> <td>10ポイント/年</td> </tr> <tr> <td>継続学習制度（CPDS）</td> <td>(社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>30ユニット/5年</td> </tr> <tr> <td>土木学会継続教育（CPD）制度</td> <td>(社)土木学会</td> <td>10単位/年 50単位/5年</td> </tr> <tr> <td>JEAS-CPD制度</td> <td>(社)日本環境アセスメント協会</td> <td>10単位/年 50単位/5年</td> </tr> <tr> <td>技術士CPD制度</td> <td>(社)日本技術士会</td> <td>10CPD時間/年 30CPD時間/3年</td> </tr> <tr> <td>都市計画CPD制度</td> <td>(社)日本都市計画学会</td> <td>10単位/年</td> </tr> <tr> <td>農業土木技術者継続教育制度</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>10単位/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配置予定技術者を2名記載する場合はCPD、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。また、予定価格が4,500万円未満の場合は評価対象としない。</p>	継続教育学習制度（CPD）	運営者	評価基準	建設コンサルタンツ協会CPD制度	(社)建設コンサルタンツ協会	10単位/年	地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10ポイント/年	継続学習制度（CPDS）	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/5年	土木学会継続教育（CPD）制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年	JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年	技術士CPD制度	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/3年	都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年	農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10単位/年	<p>1点</p>
継続教育学習制度（CPD）	運営者	評価基準																												
建設コンサルタンツ協会CPD制度	(社)建設コンサルタンツ協会	10単位/年																												
地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10ポイント/年																												
継続学習制度（CPDS）	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/5年																												
土木学会継続教育（CPD）制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年																												
JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年																												
技術士CPD制度	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/3年																												
都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年																												
農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10単位/年																												
	<p>C P D</p> <p>※ B の 場 合</p>	<p>配置技術者が建築CPD運営会議等の継続教育学習制度（CPD）において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。</p> <p>(1)対象工事 建築一般、電気工事、管工事</p> <p>(2)学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日前3か月以内の日とし、学習履歴証明書(証明日前、下表2左欄に掲げる年度で、右欄評価基準の期間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。</p> <p>(3)下表1左欄に示すいずれかの制度で、合計で同表右欄に示す評価基準に該当した場合1点を加点</p>	<p>1点</p>																											

(下表1)

継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準
建築CPD情報提供制度	建築 CPD 運営会議	下表2左欄に掲げる年度にあつて、右欄に掲げる評価基準
建築士会CPD制度	(公社)日本建築士会連合会 ((一社)鳥取県建築士会等)	
継続職能研修(CPD)	(公社)日本建築家協会	
建築設備士協議会CPD	建築設備士関係団体 CPD 協議会	
建築・設備施工管理CPD制度	(一財)建設業振興基金	

※配置予定技術者を2名記載する場合はCPD、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。

※予定価格が4,500万円未満(建築一般については9,000万円未満)の場合は評価対象としない。

※令和4年度から令和7年度までの間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う対応として、『総合評価落札方式(簡易評価型)における配置技術者のCPD評価基準の見直し及び適用時期の再周知について(令和3年2月1日付第202000246434号鳥取県総務部営繕課長通知)』により、評価基準を下表2のとおりとする。

(下表2)

年度	評価基準
令和4年度	10単位/4年
令和5年度	15単位/4年
令和6年度	20単位/5年
令和7年度	25単位/6年
令和8年度以降	25単位/5年

受注額

$$4 \times (1 - (\text{県工事受注額} + \text{境港管理組合受注額}) / \text{県工事平均受注額} \text{又は} \text{「生産指標額} \times k1\text{」})$$

(マイナスまで算出し、下限はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。)

(1)生産指標額の上限額、係数k1及び鳥取県工事平均受注額の上限額は、鳥取県県土整備部建設工事総合評価競争入札実施要領又は鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領に規定する各部長が別に定めるものとする。

(2)鳥取県工事受注額又は境港管理組合受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているもの(ゼロ県債、ゼロ国債を除く。以下同じ。))は調達公告で指定する年割額)の合計額とする。

①算定期間以前に落札決定を行ったが、算定期間の4月1日を始期とする年度に年割額が設定されているものはその年割額を当該算定期間の受注額とする。

②年割額設定工事は、契約締結をして年割額が確定するまでの間は、調達公告に掲げる当該年度の支払限度額を落札率で乗じた金額を受注額とする。(小数点未満の端数は切り捨てる。)

③法面処理のうち法面一般、法面植生工、法面保護工及び落石防止網工はこれらの合計額を受注額とする。(アンカー工は別とする。)

4点

- ④緊急応急対応として境港管理組合事務局長、各鳥取県総合事務所長、各鳥取県土整備事務所長又は鳥取港湾事務所長が出動要請したものを除く。
- ⑤一定規模以上の大規模災害等について、境港管理組合事務局長が必要と認めた場合、指定した災害の災害復旧工事は受注額の対象外とする。
- ⑥受注者の責めに帰すことができない理由により契約解除が行われた場合、その他境港管理組合事務局長が必要と認めた場合は、必要と認められた額を受注額の対象外とする。
- ⑦トンネル工事の受注額は上記①、②に関わらず落札決定を行った算定期間の受注額とし、上限額を設定する。
上限は、過去5年間で的一般土木工事の1件当たりの最大受注額相当(2億円以上のトンネル工事を除く)とし鳥取県土整備部長が定めた規定を準用するものとする。
- ⑧受注額の下限値は、マイナス30点とする。
- ⑨基準日は開札日の前日の数値とする。(ただし、開札日が3月22日(3月22日が鳥取県又は境港管理組合の休日に当たるときは直後の鳥取県又は境港管理組合の休日の翌日)(以下「切替日」という。)の場合は、開札日の前日の数値はゼロとする。なお、切替日より前に落札決定された同一の発注工種の工事で切替日以降に年割額が設定されていたものは、調達公告で指定されていた該当年度の年割額を鳥取県工事受注額又は境港管理組合受注額(分子)に計上する。)
- (3)入札参加資格者は鳥取県工事平均受注額か生産指標額×k1(分母)のいずれか一つを選択することとし、年度途中での変更は認めない。(翌年についても鳥取県工事平均受注額か生産指標額×k1のいずれかを選択する。)
- (4)鳥取県工事平均受注額(分母)を選択する場合は、過去3年間の工種別鳥取県工事年間受注額(落札金額)の平均値とする。
- ①債務負担行為及び継続費等の年割額設定工事(ゼロ県債、ゼロ国債及びゼロ組債は除く)は、当該年度の支払予定額とする。
- ②法面処理は法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工及びアンカー工の合計額とする。
- ③契約解除等により鳥取県工事受注額(分子)の対象外とした鳥取県工事受注額は除く。
- ④(2)④で規定する出動要請による対応及び⑤で規定する境港管理組合事務局長が指定した災害の災害復旧工事も鳥取県工事平均受注額(分母)に含める。
- ⑤PC工事を土木一般の入札参加資格で受注した場合は土木一般に含める。
- ⑥トンネル工事で受注額の上限額を設定した工事は、上限額を越えた受注額を除く。
- ⑦受注額は税込み額とする。
- (5)生産指標額×k1(分母)を選択する場合の生産指標額は、次の表の第1欄に定める事業年度ごとに第2欄に定める額を当該事業年度ごとの第3欄に定める割合で乗じ、当該乗じた額の合算額を3で除し、除して得た額を同表第4欄に定める割合で乗じた額とする。(千円未満を切り捨てる。)

対象営業年度	対象金額	完成工事高割合	発注工種割合
入札参加資格の申請直前の直近3営業年度(当該申請直前に3営業年度を有しない入札参加者には、その当該申請直前の全	「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の合計額(当該申請直前の営業年度の期間が1年に満たない入札参加者には、当該期間(1	各営業年度の売上高の総額に対する完成工事高の総額の割合	当該申請直前の直近3事業年度の平均完成工事高に対する当該発注工種に係る平均完成工事高の割合

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="416 192 632 311">ての営業年度)</td> <td data-bbox="632 192 847 311">月未満は1月とする。)を営業月数で除して得た額に12を乗じて得た額)</td> <td data-bbox="847 192 1066 311"></td> <td data-bbox="1066 192 1292 311"></td> </tr> </table>	ての営業年度)	月未満は1月とする。)を営業月数で除して得た額に12を乗じて得た額)																
ての営業年度)	月未満は1月とする。)を営業月数で除して得た額に12を乗じて得た額)																		
<p>地域点</p>	<p>工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="448 1048 1177 1189"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">本店所在地</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事箇所</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○鳥取：鳥取県鳥取県土整備事務所の所管区域 (鳥取港湾事務所の所管区域を含む。)</p> <p>○八頭：鳥取県八頭県土整備事務所の所管区域</p> <p>○中部：鳥取県中部総合事務所の所管区域</p> <p>○米子：鳥取県西部総合事務所米子県土整備局の所管区域</p> <p>○日野：鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局の所管区域</p> <p>※ 基準日は開札日の前日とする。</p>	区分	本店所在地					鳥取	八頭	中部	米子	日野	工事箇所	0点	0点	0点	4点	1点	<p>4点</p>
区分	本店所在地																		
	鳥取	八頭	中部	米子	日野														
工事箇所	0点	0点	0点	4点	1点														
<p>施工体制</p>	<p>入札参加者提示額を価格設定要領第5条に定める調査基準価格と比較し、施工体制を次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="448 1682 1037 1798"> <thead> <tr> <th>入札参加者提示額</th> <th>施工体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査基準価格以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>調査基準価格未満</td> <td>0点 又は 4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 調査基準価格以上の場合 契約の内容に適合した履行がなされないおそれはない金額の入札と考えられることから、原則として施工体制審査を省略し、4点を付与する。</p> <p>(2) 調査基準価格を下回る場合 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある金額の入札と考えられることから、施工体制審査を行い、適切な施工体制が確保されると認められる場合に、その程度に応じて4点又は0点を付与する。</p>	入札参加者提示額	施工体制	調査基準価格以上	4点	調査基準価格未満	0点 又は 4点												
入札参加者提示額	施工体制																		
調査基準価格以上	4点																		
調査基準価格未満	0点 又は 4点																		

	<p>①評価方法</p> <table border="1" data-bbox="440 226 1289 566"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価の視点</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質確保の実効性</td> <td>品質確保・安全確保の計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか</td> <td rowspan="2">左記の2項目を総合的に評価し、 ①認められる場合 〔実効性・確実性が高い 4点 上記以外 0点 ②認められない場合 無効</td> </tr> <tr> <td>施工体制確保の確実性</td> <td>下請・労務・資機材の確保計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか</td> </tr> </tbody> </table> <p>②施工体制審査書類 境港管理組合建設工事低入札価格調査実施要領（平成18年5月19日付）第8条第2項に定める資料とする。 施工体制：配置予定技術者、下請予定業者、労務者配置計画、資材・機械の状況等 品質確保：品質管理、出来形管理、安全衛生教育、点検、仮設置の各計画等 ※施工体制の確認手順は別紙、総合評価落札方式の低入札手続フローを参照</p>	評価項目	評価の視点	評価点	品質確保の実効性	品質確保・安全確保の計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	左記の2項目を総合的に評価し、 ①認められる場合 〔実効性・確実性が高い 4点 上記以外 0点 ②認められない場合 無効	施工体制確保の確実性	下請・労務・資機材の確保計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか					
評価項目	評価の視点	評価点												
品質確保の実効性	品質確保・安全確保の計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	左記の2項目を総合的に評価し、 ①認められる場合 〔実効性・確実性が高い 4点 上記以外 0点 ②認められない場合 無効												
施工体制確保の確実性	下請・労務・資機材の確保計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか													
境港管理組合工事成績	<p>境港管理組合発注の工事成績により次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="418 1048 1002 1274"> <thead> <tr> <th>工事成績</th> <th>会社工事成績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>2.0点</td> </tr> <tr> <td>80点以上85点未満</td> <td>1.5点</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>1.0点</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>70点未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)対象工事と同一の発注工種のものとする。 (2)対象となる期間は会社工事成績と同じとする。 (3)共同企業体として入札に参加する場合は代表者の工事成績を評価対象とする。 (4)対象期間に工事の受注実績がない会社の場合、会社の工事成績は工事の基準点6.5点とする。</p>	工事成績	会社工事成績点	85点以上	2.0点	80点以上85点未満	1.5点	75点以上80点未満	1.0点	70点以上75点未満	0.5点	70点未満	0点	2点
工事成績	会社工事成績点													
85点以上	2.0点													
80点以上85点未満	1.5点													
75点以上80点未満	1.0点													
70点以上75点未満	0.5点													
70点未満	0点													
資格停止 (減点項目)	<p>資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。</p> <table border="1" data-bbox="440 1612 944 1765"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>-4点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>-6点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)資格停止期間とは境港管理組合建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間とする。 (2)基準日は開札日の前日の数値とする。 (3)下限値は設けないものとする。</p>	資格停止期間	点数	1月以上3月未満	-2点	3月以上6月未満	-4点	6月以上	-6点	0点				
資格停止期間	点数													
1月以上3月未満	-2点													
3月以上6月未満	-4点													
6月以上	-6点													
合 計		107点 (100点)												

イ 地域密着型総合評価

評価項目		評価方法	配点																
入札価格点数		$90 \times \text{最低入札額} / \text{入札参加者提示額}$ (小数点第3位未満切り捨て) ※ 評価方法は、簡易評価型の入札価格点数と同じとする。	90点																
施工能力点数	会社の施工能力 会社同種工事実績	入札参加者が提出した過去15年間の境港管理組合、鳥取県、市町村又は国発注工事(国立大学法人を含む。)における会社同種実績の有無により次のとおり評価する。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>同種工事実績の有無</th> <th>会社同種工事実績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <同種工事> (例) 道路修繕工事の場合は道路修繕工事、道路改良工事など 河川修繕工事の場合は河川修繕工事、河川改良工事など 営繕工事の場合は小規模工事、修繕工事など (1) 境港管理組合発注工事、鳥取県発注工事、市町村発注工事、国工事(国立大学法人を含む)のみ認める。 (2) 対象工事と異なる発注工種のものも認める。(調達公告に実績として認める発注工種が限定されている場合を除く。) (3) 対象となる工事は、完成検査の日が調達公告日の15年前の日の属する年度の4月1日以降であり、検査結果の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあるものとする。 (4) 共同企業体として入札に参加する場合は代表者の実績を評価対象とする。(以下、共同企業体として入札に参加する場合は代表者のデータを評価対象とする。) (5) ひび割れ注入工事、炭素繊維接着工事の同種工事実績又は公益財団法人鳥取県建設技術センターが行うコンクリート構造物の補修技術検定試験に合格し、その登録を受けている者を主任(監理)技術者として配置できることを条件とするものにあつては、同種工事実績がない場合でも、公益財団法人鳥取県建設技術センターが行うコンクリート構造物の補修技術検定試験に合格し、その登録を受けている者を主任(監理)技術者として配置できる場合は、実績ありとして取り扱う。	同種工事実績の有無	会社同種工事実績点	実績あり	1点	実績なし	0点	1点										
	同種工事実績の有無	会社同種工事実績点																	
実績あり	1点																		
実績なし	0点																		
配置技術者の施工能力	配置技術者資格	※Bは評価対象外 配置技術者の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>資 格</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級技術者</td> <td>(例) 一級土木施工管理技士等</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>一級技士補</td> <td>(例) 一級土木施工管理技士補等</td> <td rowspan="2">0.5点</td> </tr> <tr> <td>二級技術者</td> <td>(例) 二級土木施工管理技士等</td> </tr> <tr> <td>登録基幹技能者</td> <td>(例) 登録橋梁基幹技能者等</td> <td rowspan="2">0.25点</td> </tr> <tr> <td>その他の技術者</td> <td>(例) 実務経験者等</td> </tr> </tbody> </table>	資格区分	資 格	配点	一級技術者	(例) 一級土木施工管理技士等	1点	一級技士補	(例) 一級土木施工管理技士補等	0.5点	二級技術者	(例) 二級土木施工管理技士等	登録基幹技能者	(例) 登録橋梁基幹技能者等	0.25点	その他の技術者	(例) 実務経験者等	1点
資格区分	資 格	配点																	
一級技術者	(例) 一級土木施工管理技士等	1点																	
一級技士補	(例) 一級土木施工管理技士補等	0.5点																	
二級技術者	(例) 二級土木施工管理技士等																		
登録基幹技能者	(例) 登録橋梁基幹技能者等	0.25点																	
その他の技術者	(例) 実務経験者等																		

		※資格等の取扱いについては簡易評価型の配置技術者資格と同じとする。また、予定価格が4,500万円未満の場合は評価対象としない。																																			
	CPD	<p>※Bは評価対象外</p> <p>配置技術者が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、公益社団法人土木学会等の継続教育学習制度(CPD)において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。</p> <p>※評価方法は、簡易評価型のCPDと同じとする。</p>	1点																																		
	受注額	$1 \times (1 - (\text{鳥取県工事受注額} + \text{境港管理組合受注額}) / \text{鳥取県工事平均受注額又は「生産指標額} \times k1」)$ <p>※評価方法は、簡易評価型の受注額と同じとするが、下限値はマイナス4点とする。</p>	1点																																		
	地域点	<p>工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。 本店所在地の区分は簡易評価型と同じとする。</p> <p>【年間道路維持工以外の工事】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">本店所在地</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事箇所</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の地域点と同じとする。</p> <p>【年間道路維持工事】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">本店所在地</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事箇所</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点(3点)</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事箇所と本店所在地が同一管内の場合、工事箇所と本店所在地が同一の市町村の場合は4点とし、本店所在地が工事箇所以外の市町村の場合は3点とする。</p>	区分	本店所在地					鳥取	八頭	中部	米子	日野	工事箇所	0点	0点	0点	4点	1点	区分	本店所在地					鳥取	八頭	中部	米子	日野	工事箇所	0点	0点	0点	4点(3点)	1点	4点
区分	本店所在地																																				
	鳥取	八頭	中部	米子	日野																																
工事箇所	0点	0点	0点	4点	1点																																
区分	本店所在地																																				
	鳥取	八頭	中部	米子	日野																																
工事箇所	0点	0点	0点	4点(3点)	1点																																
	施行体制	<p>入札参加者提示額を価格設定要領第5条に定める調査基準価格と比較し、施工体制を次のとおり評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札参加者提示額</th> <th>施工体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査基準価格以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>調査基準価格未満</td> <td>0点 又は 4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の施工体制と同じとする。</p>	入札参加者提示額	施工体制	調査基準価格以上	4点	調査基準価格未満	0点 又は 4点	4点																												
入札参加者提示額	施工体制																																				
調査基準価格以上	4点																																				
調査基準価格未満	0点 又は 4点																																				

資格停止 (減点項目)	資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。	0点						
	<table border="1"> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>点数</th> </tr> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>-4点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>-6点</td> </tr> </table> <p>(1) 資格停止期間とは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919555号鳥取県県土整備部長通知)の規定による入札参加資格停止期間とする。 (2) 基準日は開札日の前日の数値とする。 (3) 下限値は設けないものとする。</p>		資格停止期間	点数	1月以上3月未満	-2点	3月以上6月未満	-4点
資格停止期間	点数							
1月以上3月未満	-2点							
3月以上6月未満	-4点							
6月以上	-6点							
合 計		102点 (100点)						

ウ 技術提案評価型総合評価

評価項目	評価方法	配点													
入札価格点数	$60 \times \text{最低入札額} / \text{入札参加者提示額}$ (小数点第3位未満切り捨て) ※評価方法は、簡易評価型の入札価格点数と同じとする。	60点													
施工能力点数	5 × 入札参加者工事成績 / 最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て) ※評価方法は、簡易評価型の会社工事成績と同じとする。 ※鋼橋工事及び土木一般のうち鳥取県外業者参入工事(以下「鋼橋工事等」という。)にあつては、評価対象としない。	5点													
	入札参加者が提出した過去5年間(港湾工事については過去7年間)の境港管理組合、鳥取県又は国発注工事における会社同種工事实績に係る工事成績により、次のとおり評価する。 なお、鳥取県外に本店を有する者が参加する工事(以下、「県外業者参入工事」という。)にあつては、都道府県発注工事も評価対象とする。 <table border="1"> <tr> <th>工事成績</th> <th>会社同種工事实績点</th> </tr> <tr> <td>85点以上</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>81点以上85点未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>77点以上81点未満</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>73点以上77点未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>70点以上73点未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>70点未満</td> <td>0点</td> </tr> </table> ※調達公告において同種工事实績を条件としない場合は、評価対象としない。 ※評価方法は、簡易評価型の会社同種工事实績と同じとする。	工事成績	会社同種工事实績点	85点以上	5点	81点以上85点未満	4点	77点以上81点未満	3点	73点以上77点未満	2点	70点以上73点未満	1点	70点未満	0点
工事成績	会社同種工事实績点														
85点以上	5点														
81点以上85点未満	4点														
77点以上81点未満	3点														
73点以上77点未満	2点														
70点以上73点未満	1点														
70点未満	0点														

<p>配置技術者の施工能力</p>	<p>配置技術者工事成績</p>	<p>5×その者の配置技術者工事成績／有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1) 入札参加者が提出した境港管理組合、鳥取県又は国発注工事(過去5年(港湾工事については過去7年))における配置技術者の工事成績(主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人としての工事成績の取扱いは簡易評価型の配置技術者工事成績と同じとする。)は施工当時に現場代理人が1級土木施工管理技士等の特定資格を保有していたものに限る。)としての工事成績とする。 なお、県外業者参入工事にあつては、工事成績が85点を超える場合は85点とし、また都道府県発注工事も評価対象とする。</p> <p>(2) 下記の場合の取扱い</p> <table border="1" data-bbox="443 674 1294 1167"> <thead> <tr> <th>配置技術者工事成績等</th> <th>評価に用いる配置技術者工事成績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置技術者工事成績を有しない(鋼橋工事を除く。)</td> <td>会社工事成績(上限75点)</td> </tr> <tr> <td>配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満又は鋼橋工事において配置技術者工事成績を有しない</td> <td>大部分の会社工事成績最小値</td> </tr> <tr> <td>配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が75点以下(鋼橋工事を除く。)</td> <td>会社工事成績(上限75点)</td> </tr> <tr> <td>配置技術者工事成績が75点以下で会社工事成績が75点以上(鋼橋工事を除く。)</td> <td>75点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の配置技術者工事成績と同じとする。</p>	配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績	配置技術者工事成績を有しない(鋼橋工事を除く。)	会社工事成績(上限75点)	配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満又は鋼橋工事において配置技術者工事成績を有しない	大部分の会社工事成績最小値	配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が75点以下(鋼橋工事を除く。)	会社工事成績(上限75点)	配置技術者工事成績が75点以下で会社工事成績が75点以上(鋼橋工事を除く。)	75点	<p>5点</p>		
配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績														
配置技術者工事成績を有しない(鋼橋工事を除く。)	会社工事成績(上限75点)														
配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満又は鋼橋工事において配置技術者工事成績を有しない	大部分の会社工事成績最小値														
配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が75点以下(鋼橋工事を除く。)	会社工事成績(上限75点)														
配置技術者工事成績が75点以下で会社工事成績が75点以上(鋼橋工事を除く。)	75点														
	<p>配置技術者同種工事実績</p>	<p>入札参加者が提出した境港管理組合、鳥取県又は国発注工事(過去5年(港湾工事については過去7年))における配置技術者同種工事実績に係る工事成績により、次のとおり評価する。 なお、県外業者参入工事にあつては、都道府県発注工事も評価対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="453 1507 1010 1771"> <thead> <tr> <th>工事成績</th> <th>配置技術者同種工事実績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>80点以上85点未満</td> <td>1.5点</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>70点未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の配置技術者同種工事実績と同じとする。 ※調達公告において配置技術者同種工事実績を条件としない場合は、評価対象としない。</p>	工事成績	配置技術者同種工事実績点	85点以上	2点	80点以上85点未満	1.5点	75点以上80点未満	1点	70点以上75点未満	0.5点	70点未満	0点	<p>2点</p>
工事成績	配置技術者同種工事実績点														
85点以上	2点														
80点以上85点未満	1.5点														
75点以上80点未満	1点														
70点以上75点未満	0.5点														
70点未満	0点														

	<p>配置技術者資格</p>	<p>配置技術者(主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者)の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。 共同企業体の場合にあつては、代表者が配置する者に限る。</p> <table border="1" data-bbox="422 376 1289 795"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>資格</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級技術者</td> <td>(例)一級土木施工管理技士等</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>一級技士補</td> <td>(例)一級土木施工管理技士補等</td> <td rowspan="3">1点</td> </tr> <tr> <td>二級技術者</td> <td>(例)二級土木施工管理技士等</td> </tr> <tr> <td>登録基幹技能者</td> <td>(例)登録橋梁基幹技能者等</td> </tr> <tr> <td>その他の技術者</td> <td>(例)実務経験者等</td> <td>0.5点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 評価方法は、簡易評価型の配置技術者資格と同じとする。</p>	資格区分	資格	配点	一級技術者	(例)一級土木施工管理技士等	2点	一級技士補	(例)一級土木施工管理技士補等	1点	二級技術者	(例)二級土木施工管理技士等	登録基幹技能者	(例)登録橋梁基幹技能者等	その他の技術者	(例)実務経験者等	0.5点	2点											
資格区分	資格	配点																												
一級技術者	(例)一級土木施工管理技士等	2点																												
一級技士補	(例)一級土木施工管理技士補等	1点																												
二級技術者	(例)二級土木施工管理技士等																													
登録基幹技能者	(例)登録橋梁基幹技能者等																													
その他の技術者	(例)実務経験者等	0.5点																												
	<p>C P D</p>	<p>配置技術者が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、公益社団法人土木学会等の継続教育学習制度(CPD)において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。</p> <p>○学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日が属する年度の4月1日から入札書提出期間の最終日の間の日とし、学習履歴証明書(証明日前5年間、3年間または1年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。</p> <table border="1" data-bbox="435 1281 1273 1818"> <thead> <tr> <th>継続教育学習制度(CPD)</th> <th>運営者</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサルタンツ協会CPD制度</td> <td>(社)建設コンサルタンツ協会</td> <td>10単位/年</td> </tr> <tr> <td>地盤工学会継続教育制度</td> <td>(社)地盤工学会</td> <td>10ポイント/年</td> </tr> <tr> <td>継続学習制度(CPDS)</td> <td>(社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>30ユニット/5年</td> </tr> <tr> <td>土木学会継続教育(CPD)制度</td> <td>(社)土木学会</td> <td>10単位/年 50単位/5年</td> </tr> <tr> <td>JEAS-CPD制度</td> <td>(社)日本環境アセスメント協会</td> <td>10単位/年 50単位/5年</td> </tr> <tr> <td>技術士CPD制</td> <td>(社)日本技術士会</td> <td>10CPD時間/年 30CPD時間/年</td> </tr> <tr> <td>都市計画CPD制度</td> <td>(社)日本都市計画学会</td> <td>10単位/年</td> </tr> <tr> <td>農業土木技術者継続教育制度</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>10単位/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型のCPDと同じとする。</p>	継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準	建設コンサルタンツ協会CPD制度	(社)建設コンサルタンツ協会	10単位/年	地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10ポイント/年	継続学習制度(CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/5年	土木学会継続教育(CPD)制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年	JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年	技術士CPD制	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/年	都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年	農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10単位/年	1点
継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準																												
建設コンサルタンツ協会CPD制度	(社)建設コンサルタンツ協会	10単位/年																												
地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10ポイント/年																												
継続学習制度(CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/5年																												
土木学会継続教育(CPD)制度	(社)土木学会	10単位/年 50単位/5年																												
JEAS-CPD制度	(社)日本環境アセスメント協会	10単位/年 50単位/5年																												
技術士CPD制	(社)日本技術士会	10CPD時間/年 30CPD時間/年																												
都市計画CPD制度	(社)日本都市計画学会	10単位/年																												
農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10単位/年																												

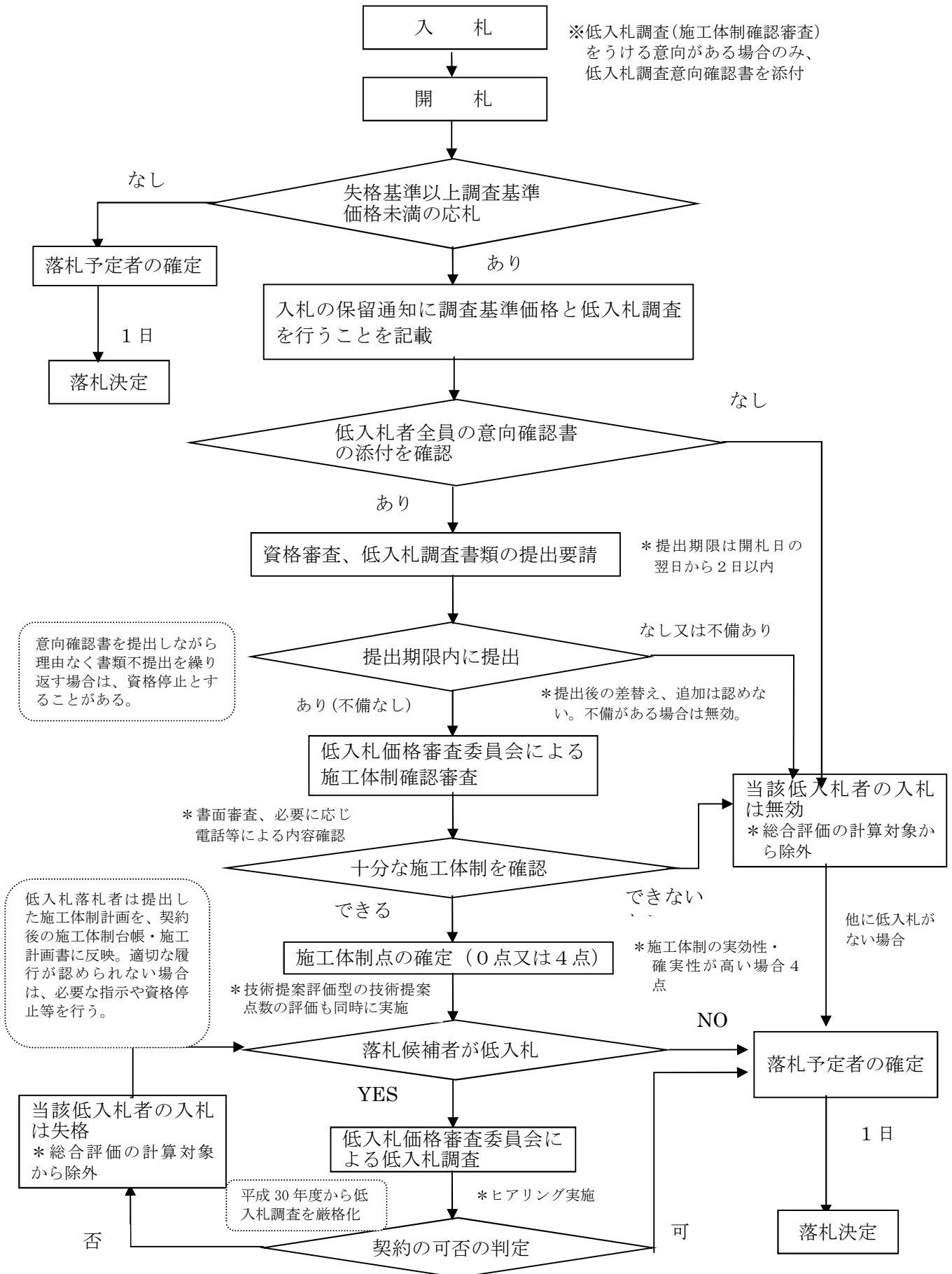
<p>地域点</p>	<p>工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="440 300 1190 418"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="5">本 店 所 在 地</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>八頭</th> <th>中部</th> <th>米子</th> <th>日野</th> </tr> <tr> <td>工事箇所</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>1点</td> </tr> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の地域点と同じとする。 ※県外業者参入工事にあつては、評価対象としない。</p>	区 分	本 店 所 在 地					鳥取	八頭	中部	米子	日野	工事箇所	0点	0点	0点	4点	1点	<p>4点</p>
区 分	本 店 所 在 地																		
	鳥取	八頭	中部	米子	日野														
工事箇所	0点	0点	0点	4点	1点														
<p>施行体制</p>	<p>入札参加者提示額を価格設定要領第5条に定める調査基準価格と比較し、施工体制を次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="440 719 946 837"> <tr> <th>入札参加者提示額</th> <th>施工体制</th> </tr> <tr> <td>調査基準価格以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>調査基準価格未満</td> <td>0点 又は 4点</td> </tr> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の施工体制と同じとする。</p>	入札参加者提示額	施工体制	調査基準価格以上	4点	調査基準価格未満	0点 又は 4点	<p>4点</p>											
入札参加者提示額	施工体制																		
調査基準価格以上	4点																		
調査基準価格未満	0点 又は 4点																		
<p>境港管理組合工事成績</p>	<p>境港管理組合発注の工事成績により次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="445 1061 1016 1285"> <tr> <th>工 事 成 績</th> <th>会 社 工 事 成 績 点</th> </tr> <tr> <td>85点以上</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>80点以上85点未満</td> <td>1.5点</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>70点未満</td> <td>0点</td> </tr> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の境港管理組合工事成績と同じとする。</p>	工 事 成 績	会 社 工 事 成 績 点	85点以上	2点	80点以上85点未満	1.5点	75点以上80点未満	1点	70点以上75点未満	0.5点	70点未満	0点	<p>2点</p>					
工 事 成 績	会 社 工 事 成 績 点																		
85点以上	2点																		
80点以上85点未満	1.5点																		
75点以上80点未満	1点																		
70点以上75点未満	0.5点																		
70点未満	0点																		
<p>資格停止 (減点項目)</p>	<p>資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。</p> <table border="1" data-bbox="440 1554 959 1711"> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>点数</th> </tr> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>－2点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>－4点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>－6点</td> </tr> </table> <p>※評価方法は、簡易評価型の資格停止と同じとする。</p>	資格停止期間	点数	1月以上3月未満	－2点	3月以上6月未満	－4点	6月以上	－6点	<p>0点</p>									
資格停止期間	点数																		
1月以上3月未満	－2点																		
3月以上6月未満	－4点																		
6月以上	－6点																		
<p>技術提案点数</p>	<p>調達公告で定めた技術提案の各チェック項目の合計点(以下「技術審査点」という。)とする。 ただし、技術審査点の最高の者の点数が20点を超える場合は、下記により算定した点数とする。</p>	<p>20点</p>																	

	<p>20×その者の技術審査点 / 技術審査点が最高の者の技術審査点 (小数点第2位未満の端数は切り捨てる。)</p> <p>(1) 発注機関は技術提案資料(様式第3号、様式第4号)の審査を適正に行うため、技術審査会を設置するものとする (2) 技術提案資料は入札時に提出するものとする。 (3) 技術提案資料が未提出の場合は失格とする。</p>	
合 計		110点

(落札者の履行義務)

- 1 落札者は、技術提案実施計画書(様式第5号)を施工計画書に添付して監督員に提出し承諾(監督員は評価が0点の技術提案は記載しないように指示)を得ること。また、工事完成後に写真等の資料を添付して技術提案実施報告書(様式第5号)を監督員に提出すること。
- 2 落札者は、技術提案実施計画書に記載した事項を履行(監督員は、受注工事の段階確認等において、技術提案の履行状況を確認)しなければならない。
- 3 技術提案実施計画書に記載した事項が履行されない場合は、着目事項の一項目につき工事成績を3点減点する。

総合評価落札方式の低入札手続フロー



会社同種工事实績調書

入札参加希望者の名称

項目		番号	
		1	2
工事名			
発注機関名			
発注工種			
施工場所			
請負金額			
工期			
受注形態			
工事内容 (工事の規模・構造等)			
工事 成績	点数		
	結果通知日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 工事名は、受注した工事名を記載すること。
- 2 発注機関名は、鳥取県〇〇県土整備局、鳥取県東部建築住宅事務所、鳥取県〇部総合事務所環境建築局、中国地方整備局〇〇工事事務所等と具体的に記載すること。
- 3 請負金額は、最終的な請負額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記載すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を（ ）内に%で記載すること。
- 5 工事内容は、調達公告で規定する同種工事の内容と対比ができるよう技術的特徴及び構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記載すること。

配置技術者工事成績・同種工事实績調書

入札参加希望者の名称

配置技術者の氏名			
同一工種の工事概要	工事名		
	発注機関名		
	発注工種		
	工期		
	受注形態		
	従事役職	<p>*従事役職が現場代理人の場合のみ、以下に従事当時の資格(別表2)を記載すること。 資格名称 () 年 月 日交付 交付番号 ()</p>	<p>*従事役職が現場代理人の場合のみ、以下に従事当時の資格(別表2)を記載すること。 資格名称 () 年 月 日交付 交付番号 ()</p>
	従事期間		
工事成績 (結果通知日)	(年 月 日)	(年 月 日)	
CPD実績 (基準以上)	有 ・ 無	有 ・ 無	
配置技術者の同種工事实績	工事名		
	発注機関名		
	発注工種		
	請負金額		
	工期		
	受注形態		
	従事役職	<p>*従事役職が現場代理人の場合のみ、以下に従事当時の資格を記載すること。 資格名称 () 年 月 日交付 交付番号 ()</p>	<p>*従事役職が現場代理人の場合のみ、以下に従事当時の資格を記載すること。 資格名称 () 年 月 日交付 交付番号 ()</p>
※配置技術者の同種工事实績が入札参加条件の場合に記載すること			

	従事期間		
	工事内容 (工事の規模・構造等)		
	工事成績 (結果通知日)	(年 月 日)	(年 月 日)

- 備考1 従事役職は、当該建設工事で従事した主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかの役職を記載すること。
- 2 工事完成結果通知書の写し及び工事カルテ又は技術者等の選任通知書の写し等を添付すること。
- 3 請負金額は、最終的な請負金額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記載すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を（ ）内に%で記載すること。
- 5 工事内容は、調達公告で規定する同種工事の内容と対比ができるよう技術的特徴及び構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記載すること。
- 6 C P D実績は、発注工種が土木一般、とび等一般、港湾工事、アスファルト、交通安全施設、法面処理（アンカー工含む）、P C、鋼橋、建築一般、電気工事、管工事の場合に記載すること。

令和 年 月 日

発注者 様

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名

印

技術提案資料の提出について

令和 年 月 日付けで公告のありました下記の工事の総合評価に係る技術提案資料について、書類を添えて提出します。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

担当者連絡先

所 属
氏 名
電 話 番 号
F A X

技 術 提 案 資 料

工事名		整理番号	
テーマ			
技 術 提 案			

- ※ 1) 「テーマ」欄は、調達公告のテーマを記載すること。
- ※ 2) 「技術提案」欄は、調達公告で指定した各着目事項をタイトルとして、各着目事項に関する技術提案を記載すること。
- ※ 3) 技術提案は、A4 サイズの当様式（図表等含む。） 1 枚以内にまとめ、文字サイズ 11 ポイント以上で記載すること。
- ※ 4) 整理番号欄には記載しないこと。

技術提案実施計画・報告書

工事名		商号又は名称	
テーマ			
着目事項	技術提案内容	施工計画書 記載箇所	確認欄

- ※1) 受注者は、「確認」欄以外を記入し、施工計画書に添付する。
- ※2) 受注者は、技術提案内容について写真等の資料を添付の上、完成検査時に提出する。
- ※3) 監督員は、段階確認等（机上確認可）で履行状況を確認する。